

令和 2 年度実績評価書

令和 3 年 8 月
国家公安委員会・警察庁

はじめに

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成30年8月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。）において、実績評価を実施する場合は、国家公安委員会及び警察庁の所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標（基本目標）及び当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を設定し、業績目標ごとに設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価することとされている。

もとより治安情勢に関する指標は、国内外の社会経済情勢の影響を受けるものであり、また、他の行政機関の取組や民間団体の活動等によっても改善が進むなど、国家公安委員会及び警察庁が実施する政策のみによってこれを評価することは難しい。

そこで、評価に当たっては、このことを考慮し、業績指標の達成状況のみならず、業績目標ごとに設定した参考指標の推移、外部要因の影響等を併せて勘案しつつ、今後の改善の方向性を示すためにも厳格かつ総合的に評価を行い、その結果を踏まえ本評価書を作成したものである。

なお、行政事業レビューとの連携確保のため、各業績目標の「業績目標達成のために行った施策」欄には、それぞれ関係する行政事業レビュー対象事業の事業番号及び事業名を記載している（施策全般に関わる事業については、記載を省略している。）。

凡 例

本評価書における用語等の意義は、特に断りのない限り、次のとおりとする。

1 (1) 刑法犯

道路上の交通事故に係る危険運転致死傷（改正前の刑法第208条の2の危険運転致死傷をいう。以下同じ。）、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷（改正前の刑法第211条第2項の自動車運転過失致死傷をいう。以下同じ。）を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

(2) 特別法犯

上記(1)の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷、自動車運転過失致死傷及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

(3) 包括罪種

刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」、「その他の刑法犯」の6種に分類したものをいう。

ア 凶悪犯・・・殺人、強盗、放火及び強制性交等（強姦（改正前の刑法第177条の強姦、同法第178条第2項の準強姦、同法第178条の2の集団強姦及び集団準強姦、同法第181条第2項の強姦致死傷並びに同法第181条第3項の集団強姦致死傷をいう。以下同じ。）並びに改正後の刑法第177条の強制性交等、同法第178条第2項の準強制性交等、同法第179条第2項の監護者性交等及び同法第181条第2項の強制性交等致死傷をいう。）をいう。

イ 粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合をいう。

ウ 窃盗犯・・・窃盗をいう。

エ 知能犯・・・詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任及び「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

オ 風俗犯・・・賭博及びわいせつをいう。

カ その他の刑法犯・・・公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯をいう。

2 (1) 非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。

ア 犯罪少年・・・犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者（少年法第3条第1項第1号）

・ 刑法犯少年・・・犯罪少年のうち刑法犯で警察に検挙された者

イ 触法少年・・・刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者（少年法第3条第1項第2号）

ウ ぐ犯少年・・・刑罰法令に該当しないぐ犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者（少年法第3条第1項第3号）

(2) 不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出等を行つて警察に補導された20歳未満の者をいう。

3 交通事故

道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によつて起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）をいう。

4 (1) 認知件数

警察において発生を認知した事件の数をいう。

(2) 検挙件数

刑法犯において警察で検挙した事件の数をいい、解決事件の件数を含む。

(3) 検挙人員

刑法犯において警察で検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。

(4) 検挙率

認知件数に対する検挙件数の割合を次のとおり計算して百分比で表したものをいう。

$$\frac{\text{検挙件数（当該年の前年以前の認知事件の検挙を含む。）}}{\text{当該年の認知件数}} \times 100$$

なお、検挙件数には、当該年の前年以前の認知事件の検挙が含まれることから、検挙率が100%を超える場合がある。

- (5) 送致件数
警察において送致・送付した事件の件数をいう。
- (6) 送致人員
警察において事件を送致・送付した被疑者の数をいう。
 - ※ 未遂罪及び予備罪は、それぞれの既遂の罪に含めている。
 - ※ 統計、図表その他の計数資料における平成29年7月12日以前の「強制性交等」は、強姦の数値である。
 - ※ 四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計等が一致しない場合がある。

5 各業績指標の達成度の評価基準

- (1) 達成：◎
指標を全て達成していると認められるもの
- (2) おおむね達成：○
指標を全て達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められるもの
- (3) 達成が十分とは言い難い：△
指標を全て達成しているとは認められず、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められないもの

6 各業績目標の達成度の評価基準（各行政機関共通区分）

原則として次の区分によるが、全ての業績指標で目標が達成された場合であっても、参考指標の推移、外部要因の影響等を踏まえ、また、今後の政策の発展可能性等を考慮して、「目標超過達成」又は「目標達成」と評価しないことがより適切と考えられるときは、「相当程度進展あり」等と厳格に評価を行っている。

- (1) 目標超過達成：●
全ての業績指標で目標が達成され、かつ、業績指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの
- (2) 目標達成：◎
全ての業績指標で目標が達成され、かつ、業績指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの
- (3) 相当程度進展あり：○
一部又は全部の業績指標で目標が達成されなかったが、主要な業績指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの
- (4) 進展が大きくない：△
一部又は全部の業績指標で目標が達成されず、主要な業績指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの

(5) 目標に向かっていない：×

主要な業績指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

7 評価結果の政策への反映の方向性について

(1) 引き続き推進

評価対象政策を引き続き推進するもの

(2) 改善・見直し

評価対象政策の全部又は一部を見直すことにより、以下のような改善又は見直しを行うもの

- ・ 既存事業を廃止・縮小するとともに新たなニーズに対応する事業を創設・拡充する
- ・ 複数事業の統合を行う
- ・ 対象分野をシフトする
- ・ 縦割りを排除して部局間の連携を図ることにより効率化を図る

(3) 廃止・休止又は中止

評価対象政策の全部を廃止、休止又は中止するもの

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※ ページ番号の記載がない施策については、モニタリングを実施

基本目標	業績目標	ページ
1 市民生活の安全と平穏の確保	1 総合的な犯罪抑止対策の推進	-
	2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	-
	3 悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止	-
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上	-
	2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	-
	3 捜査への科学技術の活用	-
	4 被疑者取調べの適正化	-
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化	-
	2 オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	1
	3 国際組織犯罪対策の強化	-
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保	4
	2 運転者対策の推進	7
	3 道路交通環境の整備	11
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	-
	2 災害への的確な対処	-
	3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	-
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	17
7 安心できるIT社会の実現	1 サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止	20

令和2年度実績評価書

基本目標3 業績目標2

(警察庁2-①)

基本目標	組織犯罪対策の強化					
業績目標	オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化					
業績目標の説明	<p>オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺(注1)の犯行手口は巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の防止を図る。</p> <p><small>注1 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝を含む。)の総称であり、「オレオレ詐欺」、「預貯金詐欺」、「架空料金請求詐欺」、「還付金詐欺」、「融資保証金詐欺」、「金融商品詐欺」、「ギャンブル詐欺」、「交際あっせん詐欺」、「その他の特殊詐欺」、「キャッシュカード詐欺盗」がある。</small></p>					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	66,186 <112,965,414>	64,229 <136,792,574>	50,867 <157,497,903>	50,362 <127,906,259>
		補正予算(b)	0 <59,550,617>	0 <19,803,508>	0 <9,275,923>	/
		繰越し等(c)	0 <51,342,121>	0 <60,284,976>	/	/
		合計(a+b+c)	66,186 <223,858,152>	64,229 <216,881,058>	/	/
	執行額(千円)	54,354 <155,579,460>	58,137 <179,994,112>	/	/	
<small>※ 上段には組織犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。</small>						
業績目標に関する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定) 第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり 5. 重要課題への取組 (7) 暮らしの安全・安心 ②治安・司法</p> <p>○ 「オレオレ詐欺等対策プラン」(令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定)</p>					

業績指標	業績指標①	項目	基準					実績	
	特殊詐欺の認知件数及び被害総額(注2)		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～令和元年(平均)	令和2年
		認知件数(件)	13,824	14,154	18,212	17,844	16,851	16,177	13,550
		被害総額(億円)	482.0	407.7	394.7	382.9	315.8	396.6	285.2
	<small>(3年6月暴力団対策課作成)</small>								
	<small>注2 被害総額は、詐欺又は窃取されたキャッシュカードを使用して、ATMから引き出された額を含む。</small>								
	達成状況:◎	達成目標	特殊詐欺の認知件数及び被害総額について、過去5年間の平均値を下回る。						
	業績指標②	項目	基準					実績	
	特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～令和元年(平均)	令和2年
		検挙件数(件)	4,112	4,471	4,644	5,550	6,817	5,119	7,424
検挙人員(人)		2,506	2,369	2,448	2,837	2,861	2,604	2,621	
<small>(3年6月暴力団対策課作成)</small>									
達成状況:◎	達成目標	特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員について、過去5年間の平均値を上回る。							

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～ 令和元年 (平均)	令和2年
	特殊詐欺の検挙率	特殊詐欺の検挙率(%)	29.7	31.6	25.5	31.1	40.5	31.7	54.8
		(3年6月暴力団対策課作成)							
参考指標②	項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～ 令和元年 (平均)	令和2年	
特殊詐欺の助長犯罪の検挙件数及び検挙人員(注3)	検挙件数(件)	4,027	4,084	4,405	4,122	3,673	4,062	3,556	
	検挙人員(人)	2,757	2,905	3,307	3,046	2,779	2,959	2,710	
	(3年6月暴力団対策課作成)								
注3 助長犯罪とは、他人への譲渡目的を秘して預貯金口座の開設や携帯電話の契約をしたり、預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する犯罪であり、口座詐欺等、盗品等譲受け等、犯罪収益移転防止法違反、携帯電話端末詐欺、携帯電話不正利用防止法違反及び組織的犯罪処罰法違反の検挙件数及び検挙人員を計上している。									

業績目標達成のために 行った施策	<p>○ 総合的な特殊詐欺対策の推進【行政事業レビュー対象事業:35 特殊詐欺対策の推進、36 特殊詐欺対策に係る警告電話事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職務質問等の現場検挙を積極的に実施して手交型(注4)の取締りを推進するとともに、検挙した被疑者の供述等に基づく突き上げ捜査や、拠点摘発等の際に押収した資料の分析等を通じて、犯行グループの中核被疑者を特定し、検挙を推進するよう、都道府県警察に対し指導した。 ・ 特殊詐欺事件の背後にいとみられる暴力団、準暴力団、不良外国人、暴走族、少年の不良グループ等の犯罪者グループ等を見定めた上で、各部門が連携して戦略的な取締りを推進するよう、都道府県警察に対し指導した。 ・ 被害金の調達先となっている金融機関等に対し、被害者に対する声掛けや警察への通報、一定年数以上振込実績のない高齢者のATM振込限度額をゼロ円(又は極めて少額)とする取組の推進について働き掛けよう、都道府県警察に対し指導した。 ・ 電子マネー型(注5)への対策として、コンビニエンスストア等と連携し、電子マネー購入希望者への声掛け、店頭販売棚やレジ・端末機の画面への注意喚起の表示等の取組を推進するとともに、電子マネー発行会社と連携し、顧客への注意喚起をはじめとする被害防止に係る取組を推進するよう、都道府県警察に対し指導した。 ・ 犯行に利用された電話に対して、繰り返し架電して警告メッセージを流し、電話を事実上利用できなくする「警告電話事業」を平成29年度に開始し、令和2年度中対象となった4,904番号のうち4,532番号(92.4%)に効果があった。 ・ 警察が主要な通信事業者に対し、犯行に利用された固定電話番号の利用停止及び新たな固定電話番号の提供拒否を要請する取組を令和元年9月に開始し、令和2年中は3,378件の固定電話番号が利用停止され、新たな固定電話番号の提供拒否の要請を5件行った。 <p>注4 被害者が現金等を自宅等に受け取りにきた犯人に直接手渡す形態 注5 電子マネーを購入させ、そのIDを教えるよう要求し、プリペイドカードの額面分の金額(利用権)をだまし取る形態</p>
	<p>○ 関係警察相互の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各道府県警察から派遣された捜査員により構成される「特殊詐欺首都圏派遣捜査専従班」が、各道府県警察からの捜査共助の依頼を受け、首都圏内における基礎捜査等に従事することにより、関係警察相互の連携を図った。 ・ 都道府県警察に対して、部門間の連携による情報収集や都道府県警察間の合同捜査、共同捜査等による犯行拠点の摘発等を推進するよう指示した。 ・ 都道府県警察本部に対する出張指導や管区警察局単位の会議等を開催し、各種検挙方策や施策について情報共有等を図った。
	<p>○ 広報啓発活動の推進【行政事業レビュー対象事業:35 特殊詐欺対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯教室、巡回連絡等の機会やテレビ、ウェブサイト等の各種媒体を通じて、犯行の手口や被害に遭わないためのポイント等について、積極的に国民に対する情報提供を行った。また、被害者となりやすい高齢者に対しては、防犯ボランティア団体等の協力により、電話や訪問による注意喚起をするなど、直接的・個別的な働き掛けを推進した。 ・ 幅広い世代に対して高い発信力を有する著名な方々により結成された「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム(略称:SOS47)とともに、公的機関、各種団体、民間事業者等の幅広い協力を得ながら広報啓発活動を展開した。 ・ 公益財団法人全国防犯協会等と連携して、犯行グループからの電話を受けないようにするための機器の普及促進に努めた。 ・ 警察庁において、都道府県警察が捜査の過程で入手した高齢者の名簿を集約し還元することにより、都道府県警察における名簿登載者に対する個別訪問やコールセンターからの架電、レターの送付等による注意喚起等の被害防止対策を推進した。
	<p>○ 特殊詐欺対策のための資機材の整備【行政事業レビュー対象事業:34 効率的捜査の更なる推進】</p> <p>特殊詐欺事件に係る効率的捜査の更なる推進のための各種資機材等、特殊詐欺対策に必要な資機材を整備した。</p>
	<p>○ 犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊詐欺の犯行の際に悪用されることの多い架空又は他人名義の預貯金口座及び携帯電話の供給・流通を遮断するため、預貯金口座の売買や他人名義の携帯電話の譲渡・譲受行為等について、犯罪収益移転防止法や携帯電話不正利用防止法を適用するなどして、積極的に検挙活動を推進した。 ・ 特殊詐欺に悪用されるMVNO(仮想移動体通信事業者)が提供する携帯電話についても、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否のため、事業者に対する情報提供を推進した。

評価の結果	各行政機関 共通区分	◎: 目標達成
	目標の達成状況	判断根拠 令和2年中の認知件数及び被害総額がいずれも過去5年間の平均値を大きく下回ったことと、同年中の検挙件数及び検挙人員がいずれも過去5年間の平均値を上回ったことから、「目標達成」と評価した。
	達成状況の分析	業績指標①については、金融機関やコンビニエンスストア等の事業者と連携した被害防止対策や、幅広い世代に対し、高い発信力を有する著名な方々による広報啓発活動を推進したことなどが、認知件数や被害総額の減少につながったものと認められる。 業績指標②については、職務質問等による現場検挙や犯行拠点の摘発、突き上げ捜査の推進、関係警察間・部門間の連携による犯行組織の実態解明・取締りの強化等が検挙件数の増加につながったものと認められる。
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	<p>【業績目標、業績指標及び達成目標】 特殊詐欺は、依然として高齢者を中心に被害が高水準で発生しているほか、キャッシュカードを狙った「預貯金詐欺」や「キャッシュカード詐欺盗」が多発しているなど深刻な情勢が続いており、検挙・予防の両面からの対策を強化する必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を令和3年度の目標等として設定する。</p> <p>【引き続き推進】 令和元年6月25日に開催された犯罪対策閣僚会議において、特殊詐欺等から高齢者を守るための総合対策として決定された「オレオレ詐欺等対策プラン」に基づき、関係行政機関・事業者等とも連携しつつ、特殊詐欺等の撲滅に向け、被害防止対策、犯行ツール対策、効果的な取締り等を引き続き強力に推進する必要がある。</p>

学識経験を有する者の 知見の活用	令和3年7月7日に開催した第38回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。
---------------------	--

政策評価を行う過程に おいて使用した資料 その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪統計 ○ 「令和2年における特殊詐欺の認知・検挙状況等について(確定値版)」(令和3年5月警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課・生活安全局生活安全企画課)
-----------------------------------	---

政策所管課	暴力団対策課、生活安全企画課	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	----------------	----------	--------

令和2年度実績評価書

基本目標4 業績目標1

(警察庁2-②)

基本目標	安全かつ快適な交通の確保					
業績目標	歩行者・自転車利用者の安全確保					
業績目標の説明	全交通事故死者に占める歩行者・自転車利用者の割合が諸外国と比べて著しく高くなっていること、全交通事故のうち自転車関連事故が占める割合は依然として約2割を占めていること等から、歩行者・自転車利用者の交通事故抑止対策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全の確保を図る。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	138,863,063 <112,965,414>	133,572,360 <136,792,574>	130,247,361 <157,497,903>	123,854,272 <127,906,259>
		補正予算(b)	935,839 <59,550,617>	157,031 <19,803,508>	299,074 <9,275,923>	
		繰越し等(c)	150,365 <51,342,121>	830,498 <60,284,976>		
		合計(a+b+c)	139,949,267 <223,858,152>	134,559,889 <216,881,058>		
執行額(千円)	119,864,421 <155,579,460>	118,799,960 <179,994,112>				
※ 上段には交通警察費及び交通安全対策特別交付金を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○「第10次交通安全基本計画」(平成28年3月中央交通安全対策会議決定)</p> <p>第1部第1章第3節Ⅰ</p> <p>1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象</p> <p>(2) 歩行者及び自転車の安全確保</p> <p>(3) 生活道路における安全確保</p> <p>第1部第1章第3節Ⅱ</p> <p>1 道路交通環境の整備</p> <p>(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備</p> <p>(8) 自転車利用環境の総合的整備</p> <p>2 交通安全思想の普及徹底</p> <p>5 道路交通秩序の維持</p> <p>(1) 交通の指導取締りの強化等</p> <p>8 研究開発及び調査研究の充実</p> <p>(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進</p> <p>ア 高度道路交通システム(ITS)に関する研究開発の推進</p> <p>(ケ) 安全な自動走行の実現のための制度の在り方に関する調査研究</p>					

業績指標	業績指標①	項目	基準					実績	
	歩行者・自転車乗 用中の交通事故死 者数及び歩行者・ 自転車の交通事 故件数		平成27年 (注3)	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27~ 令和元年 (平均)	令和2年
		歩行者中交通事故 死者数(人)	1,534	1,361	1,348	1,258	1,176	1,335	1,002
		歩行者中の高齢 者(注1)の交通 事故死者数 (人)	1,070	1,003	972	899	819	953	743
		自転車乗用中交 通事故死者数 (人)	572	509	479	453	433	489	419
		自転車関連事 故件数(注2)	98,700	90,836	90,407	85,641	80,473	89,211	67,673
		歩行者と自転 車との交通事 故件数(件)	2,506	2,281	2,550	2,756	2,831	2,585	2,634
(3年3月交通企画課作成)									
注1 65歳以上の者を指す。									
注2 自転車が第1当事者又は第2当事者となった交通事故件数であり、自転車相互事故は1件として計上している。									
注3 第10次交通安全基本計画(28年度~32年度)の基準となる27年の実績値を評価基準とした。									
達成状況:○	達成目標	<p>歩行者・自転車乗用中の交通事故死者数及び歩行者・自転車利用者の交通事故件数を次のとおりとする。</p> <p>i 歩行者・自転車乗用中の交通事故死者数について、平成27年を下回る。</p> <p>ii 歩行者中の高齢者の交通事故死者数について、平成27年を下回る。</p> <p>iii 自転車関連事故件数について、平成27年を下回る。</p> <p>iv 歩行者と自転車との交通事故件数について、平成27年を下回る。</p>							

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～ 令和元年 (平均)	令和2年
	交通事故死者数	交通事故死者数 (人)	4,117	3,904	3,694	3,532	3,215	3,692	2,839
		(3年3月交通企画課作成)							
	参考指標②	項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～ 令和元年 (平均)	令和2年
	交通事故負傷者数	交通事故負傷者 数(人)	666,023	618,853	580,850	525,846	461,775	570,669	369,476
		(3年3月交通企画課作成)							
	参考指標③	項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～ 令和元年 (平均)	令和2年
	人口(注4)10万人 当たりの歩行中交 通事故死者数	人口10万人当た りの歩行中交通事 故死者数(人)	1.21	1.07	1.06	0.99	0.93	1.05	0.79
		(3年3月交通企画課作成)							
	参考指標④	項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～ 令和元年 (平均)	令和2年
高齢者人口(注4) 10万人当たりの歩 行中交通事故死者 数	高齢者人口10万 人当たりの歩行中 交通事故死者数 (人)	3.24	2.96	2.81	2.56	2.30	2.77	2.07	
	(3年3月交通企画課作成)								
参考指標⑤	項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～ 令和元年 (平均)	令和2年	
人口(注4)10万人 当たりの自転車乗 用中交通事故死者 数	人口10万人当た りの自転車乗用中 交通事故死者数 (人)	0.45	0.40	0.38	0.36	0.34	0.39	0.33	
	(3年3月交通企画課作成)								
注4 人口は、各前年の総務省統計資料「人口推計」(各年10月1日現在の補間補正前人口)又は「国勢調査」による。									

業績目標達成のために 行った施策	○ 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進【行政事業レビュー対象事業:40 広報啓発等】 地方公共団体、学校、自転車関係事業者等と連携し、全ての年齢層の自転車利用者に対して、自転車の通行ルール等の周知を図るとともに、自転車シミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の自転車教室を開催するなど交通安全教育を推進した。また、自転車運転者講習制度を適切に運用した。
	○ 自転車利用者のヘルメット着用促進【行政事業レビュー対象事業:40 広報啓発等】 自転車教室等の機会を捉え、児童・幼児の自転車乗用時におけるヘルメット着用努力義務の内容を周知するとともに、頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努めるなど、全ての年齢層の自転車利用者に対し、ヘルメットの着用促進を図った。
	○ 高齢者に対する交通安全教育の推進【行政事業レビュー対象事業:40 広報啓発等】 高齢者自身が、加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解し、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、シミュレーター等の各種教育機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進した。
	○ 反射材用品等の普及促進【行政事業レビュー対象事業:40 広報啓発等】 反射材用品・LEDライト等の視認効果について理解を深める参加・体験・実践型の交通安全教育を実施したほか、関係機関・団体等と連携し、反射材用品等の着用に関する広報啓発活動を推進した。
	○ 幼児・児童に対する交通安全教育の推進【行政事業レビュー対象事業:40 広報啓発等】 幼稚園・小学校の関係者、保護者等と連携して、幼児に対しては、交通ルールや交通マナー等日常生活における道路の安全な通行に必要な基本的知識・技能を習得させるための交通安全教育を推進したほか、児童に対しては、歩行者及び自転車利用者として必要な知識・技能を習得させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるための交通安全教育を推進した。
	○ 自転車利用者に対する指導取締りの推進 「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対する指導警告活動を推進するとともに、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたり、指導警告に従わず違反行為を繰り返したりするなどの悪質・危険な違反に対しては、検挙措置を講じるなど厳正に対処した。
	○ 生活道路対策及び幹線道路対策の推進【行政事業レビュー対象事業:42 都道府県警察施設整備補助金(交通安全施設)】 警察と道路管理者とが緊密に連携し、地域住民等の意見を反映しつつ、歩行者及び自転車利用者にとって危険な地点・路線において交通事故抑止対策を実施するよう指導した。

	○ 歩行空間のバリアフリー化【行政事業レビュー対象事業:42 都道府県警察施設整備補助金(交通安全施設)】 高齢者、障害者等の安全な横断を確保するため、バリアフリー対応型信号機の整備や道路標識・道路標示の高輝度化等を推進した。
	○ 自転車の走行空間の確保【行政事業レビュー対象事業: 42 都道府県警察施設整備補助金(交通安全施設)】 自転車専用通行帯の設置等自転車走行空間の整備を推進した。
	○ 速度違反自動取締装置の整備【行政事業レビュー対象事業:41 速度違反自動取締装置】 取締りスペースの確保が困難な生活道路等において速度取締りが行える可搬式速度違反自動取締装置の整備を拡充し、適切な取締りを推進した。
	○ 自動運転の実現に向けた調査研究【行政事業レビュー対象事業:43 自動運転の実現に向けた調査研究】 有識者を交えた調査検討委員会を開催し、システム開発者、研究者等からヒアリングを実施するとともに、諸外国における制度や国際的な議論に関する資料の収集・分析、公道実証実験の視察等を実施するなどした上で、自動運転の実現に向けた交通関係法規上の課題等について検討を行った。

評価の結果	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり
	目標の達成状況	判断根拠 令和2年中の歩行者と自転車との交通事故件数は平成27年を上回ったものの、歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数、歩行中の高齢者の交通事故死者数及び自転車関連事故件数はいずれも平成27年を下回ったことから、「相当程度進展あり」と認められる。
	達成状況の分析	交通事故の詳細な分析を踏まえ、「自転車活用推進計画」に基づく交通安全教育、交通指導取締り、自転車走行空間の整備等の対策とともに、高齢者に対する交通安全教育、生活道路対策を推進したことが、目標をおおむね達成したことに寄与したと考えられる。
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	<p>【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、安全かつ快適な交通の確保を目指すため、歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数等を減少させる必要があることから、第11次交通安全基本計画において掲げる令和7年までに「24時間死者数(注)を2,000人以下」という目標の達成に向け、令和2年中の実績値から29.6%以上減少させることを令和7年の業績目標等として設定する。</p> <p>注 交通事故によって、発生から24時間以内に亡くなった場合(人)をいう。</p> <p>【引き続き推進】 引き続き、横断歩行者の安全確保、高齢者に対する交通安全教育、自転車の安全利用、自転車走行空間の整備等を推進する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	令和3年7月7日に開催した第38回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○「令和2年における交通事故の発生状況等について」(令和3年2月警察庁交通局) ○「令和2年中の交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況等について」(令和3年2月警察庁交通局)
---------------------------	--

政策所管課	交通企画課、交通指導課、交通規制課	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------------------	----------	--------

令和2年度実績評価書

基本目標4 業績目標2

(警察庁2-③)

基本目標	安全かつ快適な交通の確保					
業績目標	運転者対策の推進					
業績目標の説明	飲酒運転等の悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故は、減少傾向にあるものの、依然として多いことから、これを防止するため、継続して悪質・危険運転者対策を推進する。また、高齢社会の進展に伴い、今後、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されており、70歳以上の高齢者については、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が多い年齢層であることから、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	138,863,063 <112,965,414>	133,572,360 <136,792,574>	130,247,361 <157,497,903>	123,854,272 <127,906,259>
		補正予算(b)	935,839 <59,550,617>	157,031 <19,803,508>	299,074 <9,275,923>	
		繰越し等(c)	150,365 <51,342,121>	830,498 <60,284,976>		
		合計(a+b+c)	139,949,267 <223,858,152>	134,559,889 <216,881,058>		
執行額(千円)	119,864,421 <155,579,460>	118,799,960 <179,994,112>				
※ 上段には交通警察費及び交通安全対策特別交付金を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標4・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○「第10次交通安全基本計画」(平成28年3月中央交通安全対策会議決定)</p> <p>第1部第1章第3節Ⅰ</p> <p>1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象</p> <p>(1) 高齢者及び子供の安全確保</p> <p>第1部第1章第3節Ⅱ</p> <p>3 安全運転の確保</p> <p>5 道路交通秩序の維持</p> <p>8 研究開発及び調査研究の充実</p> <p>(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進</p> <p>ア 高度道路交通システム(ITS)に関する研究開発の推進</p> <p>ケ 安全な自動走行の実現のための制度の在り方に関する調査研究</p>					

業績指標	業績指標①	項目	基準					実績	
	悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数		平成27年(注1)	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～令和元年(平均)	令和2年
		飲酒運転(件)	201	213	204	198	176	198	159
		無免許運転(件)	53	65	47	50	41	51	40
		最高速度違反(件)	221	199	162	133	137	170	157
		信号無視(件)	149	119	126	113	112	124	89
		歩行者妨害等(件)	265	252	238	232	207	239	192
		指定場所一時不停止(件)	121	101	107	88	77	99	67
	(3年3月交通企画課作成)								
	達成状況:◎		達成目標	悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数について、平成27年を下回る。					
業績指標②	項目	基準					実績		
70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの交通死亡事故件数		平成27年(注2)	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～令和元年(平均)	令和2年	
	70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数(件)	686	667	629	709	602	659	525	
	70歳以上の免許保有者10万人当たりの交通死亡事故件数(件)	7.2	6.8	6.0	6.3	5.0	6.3	4.2	
(3年3月運転免許課作成)									
達成状況:◎		達成目標	70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数について、平成27年を下回る。						

参考指標①	項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～ 令和元年 (平均)	令和2年
	70歳以上の運転免許保有者数	70歳以上の運転免許保有者数(人)	9,491,098	9,771,844	10,516,986	11,296,951	11,953,118	10,605,999
(3年3月運転免許課作成)								
参考指標②	項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～ 令和元年 (平均)	令和2年
交通事故死者数	交通事故死者数(人)	4,117	3,904	3,694	3,532	3,215	3,692	2,839
(3年3月交通企画課作成)								

業績目標達成のために 行った施策	<p>○ 「飲酒運転をしない、させない」という国民の規範意識を確立するための広報啓発の推進【行政事業レビュー対象事業:40 広報啓発等】</p> <p>飲酒運転の危険性や交通事故の実態等について積極的に広報するとともに、一般財団法人全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」への参加を広く国民に呼び掛けるなど、関係機関・団体等と連携して飲酒運転根絶に向けた「飲酒運転を絶対にしない、させない」という規範意識の確立を図った。</p>
	<p>○ 交通事故抑止に資する指導取締りの推進</p> <p>地域の交通実態や交通事故の発生状況等を十分に分析し、分析結果等を踏まえ、無免許運転、飲酒運転等の悪質性・危険性の高い違反及び国民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置き、これらの違反を行う運転者への注意喚起に結びつくような、広報と一体となった指導取締りを推進した。また、赤色灯を点灯させた白バイや交通パトカーによる警戒活動等の取締り以外の活動についても推進した。</p>
	<p>○ 使用者の背後責任の追及等</p> <p>過積載や過労運転等の違反について、運転者の取締りにとどまらず、自動車の使用者等に対する背後責任の追及を徹底するとともに、事業活動に関して行われた悪質・危険な運転行為については、事業者等の背後責任の追及を念頭に捜査を尽くした。</p>
	<p>○ 総合的な暴走族対策の推進</p> <p>あらゆる法令を適用して暴走族構成員等の検挙を徹底するとともに、関係機関・団体と連携して、暴走族への加入阻止や暴走族グループからの離脱支援等総合的な暴走族対策を推進した。</p>
	<p>○ 交通事故事件等に係る緻密な捜査の一層の推進</p> <p>緻密な交通事故事件捜査を推進するため、危険運転致死傷罪等の適切な立件を視野に入れた捜査の徹底、交通事故事件等に係る捜査力の強化及び科学的捜査を推進した。</p>
	<p>○ 悪質・危険運転者に対する迅速・的確な行政処分の実施</p> <p>悪質・危険運転者を道路交通の場から早期に排除するため、通達を發出し、迅速な行政処分の実施及び点数制度による処分に至らない場合の危険性帯有による行政処分の実施を推進した。</p>
	<p>○ 飲酒運転者に対する取消処分者講習の効果的な実施</p> <p>飲酒行動の改善等のためのブリーフ・インターベンションやディスカッション等のほか、アルコール依存症が疑われる者等に対しては治療機関及び自助グループのリストを提供するなどの効果的な運用を図った。</p>
	<p>○ 取消処分者講習、停止処分者講習等の適正な実施</p> <p>取消処分者講習においては、自動車等の運転により行う検査、筆記等による検査、その他の自動車等の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を行った。また、停止処分者講習においては、受講者の態様に応じた重点的な教育を行うため、飲酒や速度、二輪等に区分した特別学級の編成を推進し、講習効果の向上を図った。</p>
	<p>○ 高齢運転者標識の普及促進【行政事業レビュー対象事業:40 広報啓発等】</p> <p>更新時講習等において高齢運転者標識の使用を呼び掛けたほか、高齢運転者標識を取り付けた自動車への保護意識を高める広報啓発活動を実施した。</p>
	<p>○ 信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等【行政事業レビュー対象事業:42 都道府県警察施設整備補助金(交通安全施設)】</p> <p>信号灯器、道路標識等を視認性に優れたものにするため、信号灯器のLED化、道路標識等の高輝度化等を推進した。</p>
<p>○ 認知機能検査の適正な実施</p> <p>高齢運転者が自己の記憶力・判断力の状態を自覚し、安全運転を継続するため、認知機能検査の適正な実施を図るとともに、認知機能検査の結果、第1分類と判定された者に対しては、自主返納制度や各種支援施策の紹介、運転適性安全運転相談窓口の積極的な利用を促すなど、認知機能検査結果の活用も図った。</p>	

<p>○ 認知機能検査の結果等に基づく効果的な高齢者講習の実施 認知機能検査の結果が、第1・第2分類の者に対しては、座学、運転適性検査器材による指導、実車による指導に加え、ドライブレコーダー映像を活用した個人指導を行うなど、高齢者の特性に応じた効果的な指導を行った。</p>
<p>○ 臨時適性検査の的確な実施 医師会等関係団体との情報交換や質問・要望への対応に努めるなどすることで、一定の病気等に該当する疑いがある者の主治医からの届出が行いやすい環境づくり及び臨時適性検査の的確な実施のための緊密な連携体制の強化を図った。</p>
<p>○ 高齢運転者等への支援の実施 ドライブレコーダー等を用いた交通安全教育の実施や高齢者講習等の予約一元化の推進、免許証返納者に対する運転経歴証明書の普及啓発や自治体の各種支援施策の周知など、高齢運転者等に対する支援施策の推進を図った。</p>
<p>○ 速度違反自動取締装置の整備【行政事業レビュー対象事業:41 速度違反自動取締装置】 取締りスペースの確保が困難な生活道路等において速度取締りが行える可搬式速度違反自動取締装置の整備を拡充したほか、高速道路上に固定式速度違反自動取締装置を整備し、適切な取締りを推進した。</p>
<p>○ 自動運転の実現に向けた調査研究【行政事業レビュー対象事業:43 自動運転の実現に向けた調査研究】 有識者を交えた調査検討委員会を開催し、システム開発者、研究者等からヒアリングを実施するとともに、諸外国における制度や国際的な議論に関する資料の収集・分析、公道実証実験の視察等を実施するなどした上で、自動運転の実現に向けた交通関係法規上の課題等について検討を行った。</p>
<p>○ 自動運転に係る事故原因の適正な究明【行政事業レビュー対象事業:新02-0001 自動運転に係る事故原因の適正な究明】 自動運転車に係る事故のうち、社会的反響が大きいと見込まれる一定の重大事故について、その再発防止による交通の安全の確保や自動運転車の普及等に対応した制度設計を図るため、関係者と連携し、高度な専門知識を有する有識者等の関与の下、自動運転車に係る事故原因の適正な究明のための検討を行った。</p>
<p>○ 改正道路交通法の施行に向けた調査研究【行政事業レビュー対象事業:新02-0002 高齢運転者対策の更なる強化・合理化等に関する調査研究、新02-0003 新たな旅客自動車教習所制度に向けた運転適性指導に関する調査研究】 令和2年改正道路交通法により導入が予定されている運転技能検査の検査項目や採点基準等の策定、新たな認知機能検査の方法の検討及び第二種免許等の受験資格の特例を受けるための教習について検討を行った。</p>
<p>○ 「安全運転サポート車」の普及啓発等 高齢者自身が、加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解し、自ら納得して安全な交通行動を実践できるよう、シミュレーター等の各種教育機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、運転免許センター等の警察施設を活用した試乗会やあらゆる機会を通じた広報活動により「安全運転サポート車」の普及啓発を推進した。 また、令和2年改正道路交通法により、申請により対象車両を「安全運転サポート車」に限定するなどの限定条件付免許制度が導入され、令和4年6月までに施行されることとなった。</p>

評価の結果		各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり
	目標の達成状況	判断根拠	業績指標①については、令和2年中の全ての違反に起因する交通死亡事故件数が平成27年を下回っており、目標を達成した。 業績指標②については、70歳以上の運転免許保有者数が増加を続ける中、令和2年中の70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び同年中の70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が共に平成27年を下回り、目標を達成した。 しかしながら、第10次交通安全基本計画において掲げていた令和2年までに「24時間死者数を2,500人以下」とするという目標は未達成であり、引き続き悪質・危険運転者及び高齢運転者についての対策が必要なことから、「相当程度進展あり」と認められる。
	達成状況の分析	業績指標①については、悪質性・危険性・迷惑性の高い運転行為への対策を推進したこと等が、目標を達成したことに寄与したと考えられる。 業績指標②については、効果的な高齢者講習の実施等、高齢運転者の交通安全に資する各種施策が、目標の達成に寄与したと考えられる。	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、安全かつ快適な交通の確保を目指すため、悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数等を減少させる必要があることから、第11次交通安全基本計画において掲げる令和7年までに「24時間死者数を2,000人以下」という目標の達成に向け、令和2年中の実績値から29.6%以上減少させることを令和7年度の業績目標等として設定する。
	評価結果の政策への反映の方向性	【引き続き推進】 引き続き、悪質性・危険性・迷惑性の高い運転行為への対策を推進するとともに、他の年齢層と比べて免許人口当たりの死亡事故件数が多い高齢の運転免許保有者が増加していることを踏まえ、令和2年改正道路交通法の円滑な施行を含め、高齢運転者対策を推進する。	

学識経験を有する者の知見の活用	令和3年7月7日に開催した第38回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○「令和2年における交通事故の発生状況等について」(令和3年2月警察庁交通局) ○「令和2年中の交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況等について」(令和3年2月警察庁交通局) ○「運転免許統計(令和2年版)」(令和3年3月警察庁交通局運転免許課)
---------------------------	---

政策所管課	交通企画課、交通指導課、交通規制課、運転免許課	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------------------------	----------	--------

令和2年度実績評価書

基本目標4 業績目標3

(警察庁2-④)

基本目標	安全かつ快適な交通の確保					
業績目標	道路交通環境の整備					
業績目標の説明	社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定:計画期間平成27年度～令和2年度)に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。					
基本目標に係る 予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	138,863,063 <112,965,414>	133,572,360 <136,792,574>	130,247,361 <157,497,903>	123,854,272 <127,906,259>
		補正予算(b)	935,839 <59,550,617>	157,031 <19,803,508>	299,074 <9,275,923>	/
		繰越し等(c)	150,365 <51,342,121>	830,498 <60,284,976>	/	/
		合計(a+b+c)	139,949,267 <223,858,152>	134,559,889 <216,881,058>	/	/
	執行額(千円)	119,864,421 <155,579,460>	118,799,960 <179,994,112>	/	/	
※ 上段には交通警察費及び交通安全対策特別交付金を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標4・業績目標1の再掲)。						
業績目標に係る 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「社会資本整備重点計画」(平成27年9月閣議決定) 交通安全施設等整備事業					
	○「第10次交通安全基本計画」(平成28年3月中央交通安全対策会議決定) 第1部第1章第3節Ⅱ 1 道路交通環境の整備					

業績指標	業績指標①	項目	基準					実績	
	交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 目標値 (注4)	令和2年度
			信号機の改良等により抑止されていると推計される死傷事故件数(件/年)(注1)	5,115	9,843	13,866	16,146	18,811	27,000
		事故危険箇所対策(注2)実施箇所における対策により抑止された死傷事故件数の割合(%) (注3)	40	44	40	47	効果測定中	約3割 (平成26年比)	効果測定中
		(3年6月交通規制課作成)							
		注1 各種事業ごとの内訳等については別添「信号機の改良等による各種効果」参照 注2 死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備 注3 各年度の割合は、当該年度の翌年度(対策実施後)における死傷事故件数と平成26年の死傷事故件数を比較した抑止率。(平成27年度及び28年度の割合は、平成23年比) 注4 第4次社会資本整備重点計画において、令和2年度までに達成することとされていた目標値。以下同じ。							
	達成状況: ○	達成目標(注5)	交通安全施設等の整備により、死傷事故を次のとおり抑止する。 i 信号機の改良等により、死傷事故を令和2年度末までに約2万7千件/年抑止する。 ii 事故危険箇所対策により、令和2年度における対策実施箇所の死傷事故を、平成26年比で約3割抑止する。						
		注5 達成目標の指標はいずれも第4次社会資本整備重点計画を踏まえたものであり、i については令和2年度、ii については令和2年における目標値							

業績指標②	項目	基準						実績	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 目標値 (注4)	令和2年度	
		信号制御の改良等により実現される円滑な交通	信号制御の改良等により短縮されていると推計される対策実施箇所の通過時間(千人時間/年)(注6)	4,281	9,992	14,356	16,024	20,272	50,000
	信号制御の改良等により抑止されていると推計される二酸化炭素の排出量(t-CO2/年)(注6)	8,585	17,573	24,379	27,571	34,755	100,000	37,676	
	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路におけるバリアフリー化の割合(%)	98.9	99.5	99.1	98.7	99.0	100.0	97.8	
(3年6月交通規制課作成)									
注6 各種事業ごとの内訳等については別添「信号機の改良等による各種効果」参照									
達成状況:△	達成目標	<p>信号制御の改良等により、円滑な交通を次のとおり実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 信号制御の改良等により、対策実施箇所において通過時間を令和2年度までに約5千万人時間/年短縮する。 ii 信号制御の改良等により、二酸化炭素の排出量を令和2年度までに約10万t-CO2/年抑止する。 iii 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路全てにおいて、バリアフリー対応型信号機等を整備する。 							
業績指標③	項目	基準					実績		
老朽化した信号機数(注7)	老朽化した信号機数(基)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	目標値	令和2年度	
		43,115	44,383	45,773	46,582	46,952	約6万基以下	50,240	
(3年6月交通規制課作成)									
注7 製造後19年(更新基準年数)以上経過した信号機数									
達成状況:◎	達成目標	<p>対策がとられなかった場合、令和2年度には老朽化した信号機が10万基を超えることになるところ、同年度までに約4万3,000基(注8)を更新し、これを約6万基以下に抑える。</p>							
注8 達成目標の指標は第4次社会資本整備重点計画の最終年度である令和2年度における目標値									
業績指標④	項目	基準					実績		
信号機電源付加装置の整備台数	整備台数(台)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 目標値 (注4)	令和2年度	
		204	444	701	948	1,659	2,000	2,119	
(3年6月交通規制課作成)									
達成状況:◎	達成目標	<p>停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数を令和2年度までに約2,000台整備する。</p>							

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	老朽化した信号機の更新数	老朽化した信号機の更新数(基)	6,219	6,982	7,192	7,167	7,999	7,799
		累計数(基)	6,219	13,201	20,393	27,560	35,559	43,358
(3年6月交通規制課作成)								

<p>○ 広域交通管制システムの更新整備及び維持管理【行政事業レビュー対象事業:48 広域交通管制システムの更新整備及び維持管理】 広域交通管制システムは12年度に整備を行ったが、経年により劣化したため、24年7月に更新を実施し、新システムで運用を開始している。その際、これまで毎年契約していた維持管理業務については、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施して令和3年までの一括契約としている。</p>
<p>○ 交通安全施設等整備事業効果測定【行政事業レビュー対象事業:49 交通安全施設等整備事業効果測定】 新たに設置した交通安全施設等の事業項目ごとのデータを収集した上、設置効果の測定・分析を行い、交通安全施設等整備事業の在り方を検証した。</p>
<p>○ 特定交通安全施設等整備事業(主な事業内容は以下のとおり)【行政事業レビュー対象事業:42 都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設)、50 都道府県警察施設整備費補助金(災害に備えた道路交通環境の整備)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集中制御化 車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータにより多面的に制御する。 ・ プログラム多段系統化 対象区間内の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ、交通の流れを円滑化する。 ・ 右折感応化 右折矢印信号の表示時間を、右折車両の交通量に応じて変化させる。 ・ 多現示化 右折矢印信号を設置するなどして信号現示を増加させ、特定の方向に進行する交通流を分離する。 ・ 半感応化 幹線道路と交差する道路に車両感知器を設置し、車両が感知されないときは幹線道路の信号を優先的に青にする。 ・ 信号灯器のLED化 高輝度で逆光でも見やすく擬似点灯を防止できるLED式信号灯器を整備する。 ・ 対向車接近表示システム 見通しの悪いカーブ等において、車両感知器により対向車の接近を感知し、「対向車接近」等の警告を表示する。 ・ 閑散時押ボタン化、閑散時半感応化 幹線道路の交差点のうち、夜間等の交通閑散時は従道路の交通量がほとんどない交差点を対象として、ピーク時は通常の制御を行い、閑散時は幹線道路側を青、従道路側を赤としておき、従道路側に車両を感知(歩行者の場合は押ボタン操作)した時のみ信号表示を変える。 ・ 速度感応化 異常な高速度で暴走する車を感知した場合、進行方向の信号を赤にする。 ・ 歩車分離化 車両用現示と歩行者用現示を分離することによって歩車の物理的な交錯を排除する。 ・ 歩行者感応化 横断歩行者を感知した場合は歩行者用信号の青信号を延長し、感知しない場合は短縮する。 ・ 視覚障害者用付加装置 歩行者用信号機の表示内容を音響により視覚障害者に知らせる。 ・ 高齢者等感応化 高齢者や身体障害者等が、専用の押ボタンや携帯する専用の発信機を操作することにより、歩行者用信号の青時間を延長する。 ・ 音響式歩行者誘導付加装置 視覚障害者等の歩行者に対してチャイム等により歩行者用青信号の開始を知らせる。 ・ 全感応 交差点の各流入部に車両感知器を設置し、車両感知器から得られた情報により青時間を伸縮させる。 ・ プログラム多段化 信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させることにより、交通量に応じた信号制御を行う。 ・ 押ボタン 主道路側を青としておき、歩行者の押ボタン操作があった時のみ信号表示を変える。
<p>○ 大規模災害発生時の広域交通規制の高度化に資する交通情報収集システム整備【行政事業レビュー対象事業:51 大規模災害発生時の広域交通規制の高度化に資する交通情報収集システム整備】 大規模災害発生時にいち早く通行可能な道路を把握して、人命救助等の災害対策を迅速かつ的確に実施できるようにするため、警察が収集する交通情報と、民間事業者のプロブ情報を融合するシステムの効果的な運用を推進した。</p>

	<p>○ 交通情報の提供拡大に向けた交通管制の高度化 警察庁が保有する交通情報の一層の活用を図るため、公益財団法人日本道路交通情報センターのホームページを通じて断面交通量情報及び交通規制情報を提供している。</p> <p>○ 今後の交通管制の在り方に関する調査研究【行政事業レビュー対象事業：新02-0004 今後の交通管制の在り方に関する調査研究】 今後の交通管制の在り方や交通管制に活用する新たな情報の入手方法(外部から入手することが前提となるため交通管制システムのセキュリティ担保方策の検討を行うことも含む。)について検討し、新たな交通管制システムに関する調査研究を実施した。</p>
--	---

評価の結果		各行政機関 共通区分	○: 相当程度進展あり
		判断根拠	<p>業績指標①については、信号機の改良等により抑止されていると推計される死傷事故件数の令和2年度実績値が令和2年度目標値を下回ったが、事故危険箇所対策では、平成26年比の死傷事故件数の抑止率が平成30年度時点(令和元年度及び2年度については効果測定中)で約5割を達成していることなどから、おおむね目標を達成したといえる。</p> <p>業績指標②については、信号制御の改良等により短縮されていると推計される対策実施箇所の通過時間、信号制御の改良等により抑止されていると推計される二酸化炭素の排出量及び重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路におけるパリアフリー化の割合の令和2年度実績値が令和2年度目標値を下回った。</p> <p>業績指標③については、老朽化した信号機の更新(参考指標①)等により令和2年度の老朽化した信号機数は50,240基であったことから、目標を達成したといえる。</p> <p>業績指標④については、信号機電源付加装置の整備台数の令和2年度実績値が令和2年度目標値を上回ったことから、目標を達成したといえる。</p> <p>したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
		達成状況の分析	第4次社会資本整備重点計画に定められた成果目標を達成すべく、特定交通安全施設等整備事業等を計画的に推進したことが、目標をおおむね達成したことに寄与したと考えられる。
		目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	<p>目標の見直しの方向性</p> <p>【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も安全かつ快適な交通を確保するため、第5次社会資本整備重点計画に即した目標設定を行う。</p> <p>評価結果の政策への反映の方向性</p> <p>【引き続き推進】 第5次社会資本整備重点計画に基づき、同計画に定められた成果目標を確実に達成し、安全かつ快適な交通を確保するため、引き続き、特定交通安全施設等整備事業を推進する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	令和3年7月7日に開催した第38回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「交通安全施設の効果測定報告書」(令和3年2月警察庁委託)
---------------------------	-------------------------------

政策所管課	交通規制課	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------	----------	--------

信号機の改良等による各種効果(R2年度末現在)

別添

○ 交通事故抑止効果

◇ 信号機の改良等

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成27年度	286	160	107	21	48	28	450	261	30	12
平成28年度	182	102	94	19	49	28	398	231	63	26
平成29年度	155	87	176	35	51	30	342	198	33	14
平成30年度	73	41	92	18	48	28	335	194	16	7
令和元年度	227	127	204	41	40	23	324	188	10	4
令和2年度	145	81	221	44	26	15	297	172	8	3
小計	1,068	598	894	179	262	152	2,146	1,245	160	66
	598.1		178.8		152.0		1,244.7		65.6	

事業 年度	信号灯器のLED化		対向車接近表示装置		閑散時押ボタン化		閑散時半感応化		速度感応化	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成27年度	3,028	2,301	0	0	14	7	28	11	1	1
平成28年度	3,048	2,316	0	0	7	4	38	15	1	1
平成29年度	2,747	2,088	0	0	5	3	23	9	3	3
平成30年度	2,803	2,130	0	0	4	2	15	6	0	0
令和元年度	3,498	2,658	1	2	10	5	4	2	0	0
令和2年度	4,117	3,129	0	0	2	1	9	4	1	1
小計	19,241	14,623	1	2	42	21	117	47	6	7
	14623.2		1.78		21.42		46.8		6.8	

事業 年度	歩車分離化		歩行者感応化		視覚障害者用付加装置		高齢者等感応化		音響式歩行者誘導付加装置	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成27年度	95	38	4	5	258	168	36	15	53	17
平成28年度	64	26	18	24	298	194	30	12	36	12
平成29年度	129	52	13	17	213	138	36	15	26	9
平成30年度	136	54	5	7	194	126	46	19	33	11
令和元年度	141	56	14	18	272	177	30	12	36	12
令和2年度	145	58	11	15	277	180	17	7	23	8
小計	710	284	65	86	1,512	983	195	80	207	68
	284		85.8		982.8		80.0		68.3	

事業 年度	信号機新設									
	全感応		半感応		プログラム多段化		押ボタン		一灯点滅	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成27年度	0	0	32	35	164	177	84	37	0	0
平成28年度	2	2	20	22	109	118	66	29	0	0
平成29年度	0	0	20	22	107	116	58	26	0	0
平成30年度	0	0	20	22	113	122	42	18	0	0
令和元年度	1	1	9	10	91	98	38	17	0	0
令和2年度	1	1	10	11	80	86	22	10	0	0
小計	4	4	111	120	664	717	310	136	0	0
	4.32		119.88		717.12		136.40		0	

事業 年度	計 抑止件数
平成27年度	3,295
平成28年度	3,180
平成29年度	2,860
平成30年度	2,805
令和元年度	3,452
令和2年度	3,826
小計	19,418

19,417.6

・「抑止件数」とは、信号機の改良等により抑止されたと推計される死傷事故件数であり、「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の死傷事故発生状況について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを死傷事故抑止係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの抑止件数を累計することにより算出している。

また、各年度における抑止件数は、当該年度のアウトカム係数に、平成27年度から当該年度までの間に改良等された信号機の合計の整備基数を乗じて得られた数としている。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

信号機の改良による各種効果

○ 交通円滑化効果

◇ 信号制御の改良

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感应化		多現示化		半感应化		計
	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	短縮効果
平成27年度	286	3,716.6	107	668.6	48	95.3	450	354.6	30	47.5	4,882.6
平成28年度	182	2,365.1	94	587.4	49	97.3	398	313.6	63	99.7	3,463.1
平成29年度	155	2,014.2	176	1,099.8	51	101.2	342	269.5	33	52.2	3,537.0
平成30年度	73	948.6	92	574.9	48	95.3	335	264.0	16	25.3	1,908.1
令和元年度	227	2,949.9	204	1,274.8	40	79.4	324	255.3	10	15.8	4,575.2
令和2年度	145	1,884.3	221	1,381.0	26	51.6	297	234.0	8	12.7	3,563.6
小計	1,068	13,878.7	894	5,586.6	262	520.1	2,146	1,691.0	160	253.1	21,930
		13878.66		5586.61		520.07		1691.05		253.12	21929.5

・「短縮効果」とは、交通安全施設等整備事業により1年間に短縮されたと試算される自動車利用者の旅行時間を表す。単位は(千人時間/年)であり、1,000人の自動車利用者の旅行時間が1年間に1時間短縮されることを意味する。

・「短縮効果」の算出に当たっては、「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを短縮効果係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの短縮効果を累計することにより算出している。

また、各年度における短縮効果は、当該年度のアウトカム係数に、平成27年度から当該年度までの間に改良された信号機の合計の整備基数を乗じて得られた数として算出している。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

○ 二酸化炭素排出量抑止効果

◇ 信号制御の改良

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感应化		多現示化		半感应化		計
	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	削減効果
平成27年度	286	6,209.1	107	1,124.6	48	223.7	450	594.0	30	195.0	8,346.3
平成28年度	182	3,951.2	94	987.9	49	228.3	398	525.4	63	409.5	6,102.4
平成29年度	155	3,365.1	176	1,849.8	51	237.7	342	451.4	33	214.5	6,118.4
平成30年度	73	1,584.8	92	966.9	48	223.7	335	442.2	16	104.0	3,321.6
令和元年度	227	4,928.2	204	2,144.0	40	186.4	324	427.7	10	65.0	7,751.3
令和2年度	145	3,148.0	221	2,322.7	26	121.2	297	392.0	8	52.0	6,035.9
小計	1,068	23,186.3	894	9,395.9	262	1,220.9	2,146	2,832.7	160	1,040.0	37,676
		23,186.3		9395.9		1220.9		2832.7		1040.0	37,675.9

・「抑止効果」とは、信号制御の改良により抑止されたと推計される二酸化炭素排出量(単位:t-CO₂/年)であり、「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを二酸化炭素抑止効果係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの抑止効果を累計することにより算出している。

また、各年度における抑止効果は、当該年度のアウトカム係数に、平成27年度から当該年度までの間に改良された信号機の合計の整備基数を乗じて得られた数として算出している。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

令和2年度実績評価書

基本目標6 業績目標1

(警察庁2-⑤)

基本目標	犯罪被害者等の支援の充実					
業績目標	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実					
業績目標の説明	犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、経済的損害、精神的苦痛等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。					
基本目標に係る 予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1,291,320 <112,965,414>	1,347,684 <136,792,574>	1,182,037 <157,497,903>	1,082,197 <127,906,259>
		補正予算(b)	0 <59,550,617>	0 <19,803,508>	0 <9,275,923>	
		繰越し等(c)	0 <51,342,121>	0 <60,284,976>		
		合計(a+b+c)	1,291,320 <223,858,152>	1,347,684 <216,881,058>		
執行額(千円)	835,570 <155,579,460>	1,025,949 <179,994,112>				

※ 上段には犯罪被害給付費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。

業績目標に係る 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (6) 犯罪被害者等の保護
	○ 「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定) Ⅴ 重点課題に係る具体的施策 第1 損害回復・経済的支援等への取組 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 第3 刑事手続への関与拡充への取組 第4 支援等のための体制整備への取組 第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組
	○ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定) 第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり 5. 重要課題への取組 (7) 暮らしの安全・安心 ② 治安・司法

業績指標	業績指標①	基準						実績
	犯罪被害給付制度の運用状況(平均裁定期間)	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		平均裁定期間(月)(注1)	7.0	6.8	6.7	6.4	6.6	7.8

注1 各年度中に裁定がなされた事件の申請から裁定までの期間の平均 (3年6月教養厚生課作成)

達成状況: △ 達成目標 平均裁定期間について、第2次犯罪被害者等基本計画期間(平成23~27年度)中の平均値を下回る。

参考指標①	申請	被害者(人)	452	460	390	386	385	415	369
		申請件数(件)	552	536	454	455	470	493	440
	裁定	支給被害者(人)	422	390	353	295	316	355	263
		裁定件数(件)	523	470	414	332	393	426	338
		不支給被害者(人)	33	50	44	34	59	44	33
		裁定件数(件)	36	54	47	38	68	49	39
		合計(人)	455	440	397	329	375	399	296
		裁定件数(件)	559	524	461	370	461	475	377
	裁定金額(百万円)		991	882	1,001	724	1,029	925	825

注2 申請受理から支給までには一定の期間を要するため、各年度における申請件数と裁定件数は必ずしも一致しない。
注3 犯罪被害者等給付金のうち、遺族給付金については、支給対象となる第一順位遺族が、被害者一名につき複数名存在する場合があるため、被害者数と申請又は裁定件数は必ずしも一致しない。(3年6月教養厚生課作成)

参考指標・参考事例	参考指標②	項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～令和元年(平均)	令和2年	
	犯罪被害者等に対する公費負担制度の運用状況	司法解剖後の遺体修復・遺体搬送件数(件)	6,570	6,378	6,101	7,046	6,794	6,578	6,078	
		診断書料、初診料、検案書料の支給件数(件)(注4)	6,192	6,290	6,095	5,632	5,454	5,933	5,312	
		性犯罪被害に係る診断書料、検査費用の支給件数(緊急避妊費用、人工中絶費用を含む)(件)	3,718	3,538	3,474	4,031	4,089	3,770	3,771	
		(3年5月教養厚生課作成)								
	注4 診断書料及び初診料については、性犯罪被害に係るものを除く件数									
	参考指標③	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成27～令和元年度(平均)	令和2年度	
	犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備状況(警察における臨床心理士資格を有する被害相談専門要員の配置数及びその他の被害相談専門要員の配置数)(注5)	警察における臨床心理士資格を有する被害相談専門要員(人)	82	90	85	93	100	90	105	
		その他の被害相談専門要員(人)	52	54	50	73	66	59	80	
	(3年5月教養厚生課作成)									
	注5 各年度内の数は翌年度4月1日時点の配置数									
	参考指標④	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成27～令和元年度(平均)	令和2年度	
	犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施件数	警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	3,901	4,083	3,878	3,681	4,316	3,972	4,723	
		部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	406	492	535	484	512	486	476	
	(3年5月教養厚生課作成)									
	参考指標⑤	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成27～令和元年度(平均)	令和2年度	
	関係機関・団体等との連携状況(民間被害者支援団体における相談受理件数(件)、直接支援件数、警察からの情報提供件数及び警察からの情報提供件数)	民間被害者支援団体における相談受理件数(件)	29,282	29,374	33,116	36,793	37,808	33,275	33,932	
		民間被害者支援団体における直接支援件数(件)	6,875	7,656	7,969	8,202	7,445	7,629	6,968	
		警察からの情報提供件数(件)	1,084	1,203	1,204	1,107	1,169	1,153	1,081	
	(3年5月教養厚生課作成)									
	参考指標⑥	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成27～令和元年度(平均)	令和2年度	
刑法犯(過失犯(注6)を除く。)による死者及び重傷者(注7)の数	死者(人)	500	470	459	446	463	468	431		
	重傷者(人)	2,521	2,570	2,390	2,490	2,318	2,458	2,157		
	合計(人)	3,021	3,040	2,849	2,936	2,781	2,925	2,588		
※ 2年度は暫定値【P】 (3年5月捜査支援分析管理官作成)										
注6 過失犯とは、過失致死傷、業務上過失致死傷及び失火をいう。 注7 重傷者とは、全治1か月以上の傷害を負った者をいう。										
参考指標⑦	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成27～令和元年度(平均)	令和2年度		
交通事故による死者及び重傷者(注5)の数	死者(人)	4,077	3,846	3,666	3,423	3,227	3,648	2,496		
	重傷者(人)	38,621	36,904	36,566	34,229	31,369	35,538	23,594		
※ 令和2年度は暫定値【P】 (3年5月交通企画課作成)										
業績目標達成のために行った施策	○ 警察庁犯罪被害者支援基本計画の推進【行政事業レビュー対象事業:63 犯罪被害者支援経費、64 犯罪被害者給付金】 「警察庁犯罪被害者支援基本計画」に基づき、犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定を事案に即して速やかに行うなど犯罪被害者等の支援施策を推進した。									
	○ 犯罪被害者等支援活動等に対する適切な評価の実施 犯罪被害者支援に携わる警察職員の士気の高揚を図るため、国民の要望を踏まえた適切な犯罪被害者等支援活動及び効果的な施策に対して表彰を実施した。									
	○ 広報の推進【行政事業レビュー対象事業:63 犯罪被害者支援経費】 11月を広報実施月に設定して、犯罪被害者等支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底について、重点的に広報を実施するとともに、年間を通じて、関係機関・団体と連携を図った。									
	○ 全国犯罪被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体との連携の推進【行政事業レビュー対象事業:63 犯罪被害者支援経費】 民間被害者支援団体等と「全国犯罪被害者支援フォーラム2020」を共催した。									

		○ 被害を受けた少年に対する支援の推進(被害少年に対する継続的な支援の推進等) 少年サポートセンター等において、関係機関・団体と協力し、カウンセリングの実施や少年の家庭環境をはじめとする周囲の環境の調整を行うなど、精神面・環境面での継続的な支援を行った。	
評価の結果	目標の達成状況	各行政機関 共通区分	△: 進展が大きくない
		判断根拠	業績指標について、令和2年度中の平均裁定期間は令和元年度中の平均裁定期間を下回ったものの、達成目標である第2次犯罪被害者等基本計画期間(平成23~27年度)中の平均値を上回ったため、犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実を図るという観点から、「進展が大きくない」と評価した。
	達成状況の分析	上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、犯罪被害者支援基本計画に基づく施策、犯罪被害者等支援活動等に対する適切な評価等を推進した結果、令和元年度中の平均裁定期間は下回ったものの、達成目標は上回り、また、第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日閣議決定)において、引き続き、犯罪被害者等給付金の早期支給に努めることとされていることを踏まえ、犯罪被害者等給付金の迅速な裁定等を推進する必要がある。	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、犯罪被害者等の支援の充実させるため、犯罪被害給付制度の適切な運用等を推進する必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を令和3年度の目標等として設定する。
		評価結果の政策への反映の方向性	【引き続き推進】 令和3年3月に閣議決定された「第4次犯罪被害者等基本計画」を踏まえ、民間被害者支援団体等の関係機関・団体と連携しつつ、犯罪被害者等の支援を推進する。
学識経験を有する者の知見の活用	令和3年7月7日に開催した第38回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○ 「令和2年度中における犯罪被害給付制度の運用状況について」(令和3年6月警察庁長官官房教養厚生課) ○ 「交通事故統計年報」(警察庁交通局) ○ 犯罪統計		
政策所管課	教養厚生課、捜査支援分析管理官、交通企画課	政策評価実施時期	令和3年8月

令和2年度実績評価書

基本目標7 業績目標1

(警察庁2-⑥)

基本目標	安心できるIT社会の実現					
業績目標	サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止					
業績目標の説明	ITが国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、サイバー空間をめぐる脅威に対処するとともに、サイバー犯罪の取締り、サイバー攻撃対策等を総合的に進めることにより、安心できるIT社会を実現する。					
基本目標に関する 予算額・執行額	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	933,492 <112,965,414>	575,930 <136,792,574>	1,131,813 <157,497,903>	272,219 <127,906,259>
		補正予算(b)	0 <59,550,617>	0 <19,803,508>	△ 23,876 <9,275,923>	
		繰越し等(c)	0 <51,342,121>	0 <60,284,976>		
		合計(a+b+c)	933,492 <223,858,152>	575,930 <216,881,058>		
	執行額(千円)	680,381 <155,579,460>	395,825 <179,994,112>			
※ 上段には情報技術犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築					
	○ 「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定) 第2 具体的施策 Ⅱ 経済構造革新への基盤づくり [1] データ駆動型社会の共有インフラの整備 1. 基盤システム・技術への投資促進 (3) 新たに講ずべき具体的施策 ii) サイバーセキュリティの確保					
	○ 「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定) 4 目的達成のための施策 4.2 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現 4.2.1 国民・社会を守るための取組 (2) サイバー犯罪への対策					

業績指標	業績指標①	実績		
	サイバー犯罪対策に係る取組状況(事例)	【事例1】	スマートフォン決済サービスに係る不正振替事犯について、金融庁等と連携し、事業者が提供するスマートフォン決済サービスに関して、同事業者と業務提携する金融機関に開設された口座情報を不正に入手・連携し、不正な振替(チャージ)を行う手口に対する注意喚起を実施した。	
		【事例2】	SMS認証代行の対策について、総務省と連携し、(一社)テレコムサービス協会MVNO委員会に対し、契約時の確実な本人確認を要請した。(同要請を受け、加盟事業者の自主的な取組として、SMS機能付データ通信契約に係る本人確認を実施することを申し合わせ。) また、都道府県警察に対し、SMS認証代行を含む犯罪インフラに関し、法令に違反する悪質事業者に対する取締りの強化を指示した。	
	達成状況:○	達成目標	サイバー犯罪の積極的かつ的確な検挙、各種被害防止対策の実施等により、サイバー犯罪対策を推進する。	
	業績指標②	実績		
サイバー攻撃対策に係る取組状況(事例)	【事例1】	製薬事業者等に対する新型コロナウイルス感染症のワクチン開発に関連したサイバー攻撃に関する注意喚起のほか、重要インフラ事業者等に対するウェブ会議システムのぜい弱性に関する注意喚起、ITインフラ管理ソフトウェアのぜい弱性に関する注意喚起等を行った。		
	【事例2】	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたサイバー攻撃対策の一環として、大会関係事業者等との共同対処訓練を実施するなど、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、関係機関等との共同対処訓練、情報交換等の取組を推進した。		
達成状況:○	達成目標	関係機関との連携、共同対処訓練等を通じたサイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等のセキュリティレベルの向上の促進等により、サイバー攻撃対策を推進する。		

参考指標①	項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～令和元年 (平均)	令和2年
サイバー犯罪(注1)の検挙件数	合計(件)	8,096	8,324	9,014	9,040	9,519	8,799	9,875
	不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反	373	502	648	564	816	581	609
	コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	240	374	355	349	436	351	563
	児童買春・児童ポルノ法違反	1,881	2,002	2,225	2,057	2,281	2,089	2,015
	詐欺	951	828	1,084	972	977	962	1,297
	著作権法違反	593	586	398	691	451	544	363
	上記以外の罪種	4,058	4,032	4,304	4,407	4,558	4,272	5,028
(3年3月情報技術犯罪対策課作成)								
注1 高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪								
参考指標②	項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～令和元年 (平均)	令和2年
サイバー犯罪等に関する相談受理件数	合計(件)	128,097	131,518	130,011	126,815	115,010	126,290	139,531
(3年3月企画課作成)								
参考指標③	項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～令和元年 (平均)	令和2年
インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数及び被害額	発生件数(件)	1,495	1,291	425	322	1,872	1,081	1,734
	被害額(万円)	291,000	307,300	168,700	108,100	252,100	225,440	113,300
(3年3月情報技術犯罪対策課作成)								
参考指標④	項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～令和元年 (平均)	令和2年
インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報(注2)件数	違法情報(件)	72,073	33,284	27,016	35,951	26,656	38,996	63,189
(3年6月情報技術犯罪対策課作成)								
注2 児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚醒剤等規制薬物の販売に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報								
参考指標⑤	項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～令和元年 (平均)	令和2年
サイバー防犯ボランティア団体数	サイバー防犯ボランティア団体数(団体)	224	202	221	244	274	233	262
(3年5月情報技術犯罪対策課作成)								
※ 数値は各年の12月末現在								
参考指標⑥	項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～令和元年 (平均)	令和2年
標的型メール攻撃の把握件数(注3)	標的型メール攻撃の把握件数(件)	3,828	4,046	6,027	6,740	5,301	5,188	4,119
(3年3月警備企画課作成)								
注3 警察と情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との間でサイバー攻撃に関する情報共有を行う枠組みである「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」の連携事業者等(令和3年1月現在、約8,100の事業者等)から報告を受けた件数								
参考指標⑦	項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成27～令和元年 (平均)	令和2年
サイバーテロ(注4)の発生件数	発生件数(件)	0	0	0	0	0	0	0
(3年3月警備企画課作成)								
注4 重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重大な障害で電子的攻撃による可能性が高いもの								

参考指標・参考事例

参考指標⑧	項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～令和元年 (平均)	令和2年
サイバー空間における探索行為等(注5)とみられるアクセス件数	アクセス件数(件/日・IPアドレス)(注6)	729.3	1,692.0	1,893.0	2,752.8	4,192.0	2,251.8	6,506.4
	(3年3月情報技術解析課作成)							
注5 インターネットとの接続点に設置しているセンサー(一つのセンサーにつき1IPアドレスが付与されている)において検知した、各種攻撃を試みるための探索行為を含む、通常のインターネット利用では想定されない接続情報 注6 アクセス件数の1日・1IPアドレス(センサー)当たりの平均値								
参考指標⑨	項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～令和元年 (平均)	令和2年
サイバーセキュリティ対策研究・研修センター等における入校者数(延べ人数)	入校者数(人)	252	252	252	254	254	253	30
	(3年6月企画課作成)							
参考指標⑩	項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～令和元年 (平均)	令和2年
外部委託教養受講者数(警察庁実施)	受講者数(人)	150	190	192	240	192	193	0
	(3年6月企画課作成)							

業績目標達成のために 行った施策	<p>○ 全国協働捜査方式等の推進、捜査官の育成、各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化【行政事業レビュー対象事業：66 サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成、67 サイバー空間における脅威に対処するための資機材の整備・拡充、70 サイバー犯罪取締りの推進】 効率的な捜査活動を実施するための全国協働捜査方式(注7)等を活用し、サイバー犯罪の取締りを推進した。また、サイバー犯罪対策に従事する警察職員に対し、サイバー犯罪対策に関する専門知識を習得させるための研修等を実施した。さらに、サイバー犯罪捜査や解析のために必要な資機材を整備するとともに、最新の技術情報を収集しつつ、複雑化する不正プログラムの効率的な解析を推進した。</p> <p>注7 インターネット・ホットラインセンターから警察庁に通報された違法情報について効率的な捜査を進めるため、違法情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する捜査方式</p>
	<p>○ 警察職員への研修等による警察のサイバー攻撃対策のための体制の強化【行政事業レビュー対象事業：66 サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成、67 サイバー空間における脅威に対処するための資機材の整備・拡充、71 大規模産業型制御システム模擬装置整備】 サイバー攻撃対策に従事する警察職員に対し、サイバー攻撃手法に関する民間委託による訓練等を実施したほか、サイバー攻撃に関する情報収集及び分析のための資機材を運用するなど、サイバー攻撃の発生及び被害の拡大の防止のための体制強化を推進した。</p>
	<p>○ 予防・捜査等の推進に必要なインターネット観測の推進 サイバー攻撃の発生及び被害の拡大の防止を図るため、リアルタイム検知ネットワークシステム(注8)の運用により、サイバー攻撃の予兆及び実態の把握を推進した。</p> <p>注8 インターネットとの接続点に設置したセンサーにおいて検知したアクセス情報等を集約・分析することで、DoS攻撃の発生や不正プログラムに感染したコンピュータの動向等の把握を可能とするシステム</p>
	<p>○ 情勢に対応した訓練環境の充実【行政事業レビュー対象事業：66 サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成】 各種サイバー攻撃事案やサイバー犯罪事案を疑似的に体験できる訓練環境を用い、全国警察のサイバー攻撃対策やサイバー犯罪対策を担当する職員等に対して実践的な訓練を実施した。</p>
	<p>○ 各種講演やセミナーによる研修及びウェブサイト等を活用した情報発信を通じたサイバーセキュリティ対策に関する広報啓発【行政事業レビュー対象事業：69 アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等】 民間団体が主催するイベント等において講演やセミナーを実施したほか、警察庁ウェブサイトのサイバー犯罪対策のページや警察庁ウェブサイト「@police」、警察庁公式twitterアカウント等を活用し、サイバーセキュリティに関する広報啓発を行った。</p>
	<p>○ サイバーテロ対策協議会(注9)、共同対処訓練等の実施による重要インフラ事業者等との連携 サイバーテロ対策協議会等を通じたサイバーセキュリティに関する情報提供、制御システムへのサイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練等により、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の重要インフラ事業者等と連携するなど、サイバーテロの発生及び被害の拡大の防止を推進した。</p> <p>注9 警察とサイバー攻撃の標的となるおそれのある重要インフラ事業者等とで構成する協議会</p>
	<p>○ 情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との連携 サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク(注10)を通じて事業者等から提供されたサイバー攻撃に関する情報等の集約・分析、その結果に基づく注意喚起等により、情報窃取の標的となるおそれのある事業者等と連携するなど、サイバーインテリジェンスの発生及び被害の拡大の防止を推進した。</p> <p>注10 警察と情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する事業者等との間で、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報共有を行うネットワーク</p>
	<p>○ 国際捜査協力及びサイバーセキュリティに関する情報共有等によるサイバー犯罪取締り等のための国際連携の強化 G7ローマ/リヨングループのハイテク犯罪サブグループ会合やサイバー犯罪条約委員会会合等への出席、国際刑事警察機構(ICPO)等を通じたサイバー犯罪・サイバー攻撃事案に係る国際捜査共助の実施等により、犯罪取締り等のための諸外国との国際連携を強化した。</p>

	<p>○ 先進的なサイバー犯罪に対応するための効果的な抑止・捜査手法の活用【行政事業レビュー対象事業：70 サイバー犯罪取締りの推進】</p> <p>海外サーバに開設された偽サイト等に関する情報をウイルス対策ソフト事業者等に提供し、関係事業者において、インターネット利用者がこれらのサイトを閲覧しようとした際にコンピュータ画面に警告を表示させるなどの対策が実施された。また、サイバー犯罪の捜査情報を共有するシステムを運用し、各都道府県警察において個別に把握したサイバー犯罪に関する捜査情報等の共有を図り、合同・共同捜査を推進した。</p>
	<p>○ 情報技術解析に係る関係機関との連携強化</p> <p>情報技術解析に係る関係機関と情報共有を行うなどの取組を通じて連携強化を図った。さらに、情報技術解析に資する技術情報の収集等を図るため、民間事業者等との協力関係構築に取り組んだ。</p>
	<p>○ 産業界等との連携強化【行政事業レビュー対象事業：69 アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等、70 サイバー犯罪取締りの推進】</p> <p>産学官連携によるサイバー空間の脅威への対処を目的とするJC3の活動への参画等により、サイバー犯罪情勢や対策の在り方、インターネットに係る最新の技術に関する情報等について情報交換を行い、民間企業等との協力を推進した。</p>
	<p>○ インターネット・ホットライン業務の効果的運用【行政事業レビュー対象事業：68 インターネット・ホットライン業務等】</p> <p>一般のインターネット利用者等から違法情報等に関する通報を受領し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼等を行うインターネット・ホットラインセンターを、民間委託により引き続き運用した。令和2年中、同センターは違法情報2,161件についてサイト管理者等に対する削除依頼を実施し、このうち1,787件(82.7%)が削除された。また、有害情報のうち自殺誘引等情報4,218件について対応依頼を実施し、1,733件(41.1%)が削除された。</p> <p>○ サイバー防犯ボランティアの育成・支援【行政事業レビュー対象事業：68 インターネット・ホットライン業務等】</p> <p>警察庁ウェブサイトにおいて、サイバー防犯ボランティアの活動上の留意事項等について整理した「サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル(モデル)」等を公開しているほか、全国のサイバー防犯ボランティアの活動の参考となるような取組を行っている団体を紹介するなど、サイバー防犯ボランティアの育成・支援を推進した。</p>

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり
		判断根拠	<p>業績指標①については、令和2年度中、サイバー関連事業者等との連携を強化し、情報提供や注意喚起、被害防止対策等を積極的に推進した。特に、スマートフォン決済サービスに係る不正振替事犯について、業績指標①【事例1】にあるとおり、金融庁等と連携した注意喚起を実施しており、目標をおおむね達成したといえる。</p> <p>業績指標②については、令和2年度中、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携を強化したことから、目標をおおむね達成したといえる。</p> <p>各業績指標は目標を達成したものの、令和2年中は、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数(参考指標⑧)が過去最多となり、サイバー犯罪等に関する相談受理件数(参考指標②)及び標的型メールの把握件数(参考指標⑥)が引き続き高い水準となったことから、本目標である「安心できるIT社会の実現」の達成は道半ばであると考えられる。</p> <p>したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	達成状況の分析	<p>業績指標①については、「実績」欄に掲げた事例をはじめとして、JC3等の関係機関・団体と連携した対策の強化や注意喚起等の取組を推進したことが目標の達成に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標②については、重要インフラ事業者等、情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との共同対処訓練の実施、情報共有等の取組が、目標の達成に寄与したと考えられる。</p>	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	<p>目標の見直しの方向性</p> <p>【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、安心できるIT社会の実現を目指すため、サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止が必要であることから、現在の業績目標等を引き続き目標等として設定する。</p> <p>評価結果の政策への反映の方向性</p> <p>【引き続き推進】 サイバー空間における脅威は依然として深刻な状況にあるといえることから、引き続き、人的基盤の強化、各種資機材の整備等による捜査力及び解析力の強化、民間事業者、学識経験者、諸外国等との連携の強化、被害防止のための広報啓発の推進等に取り組む。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	令和3年7月7日に開催した第38回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○ 「令和2年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」(令和3年3月警察庁長官官房企画課)
---------------------------	--

政策所管課	企画課、情報技術犯罪対策課、警備企画課、情報技術解析課	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----------------------------	----------	--------